

序章 経緯等

本書は、埼玉県環境影響評価条例（平成6年12月26日、埼玉県条例第61号）に基づき、平成22年12月3日付けで知事に提出した「環境影響評価調査計画書」（以下、「調査計画書」という。）の記載事項について、知事意見書（住民等の意見書はなかった）及び「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」による変更の内容を踏まえて、とりまとめたものである。

なお、事業者は、幸手市から埼玉県企業局に変更している。

準備書作成までの経緯は、表-1に示すとおりである。

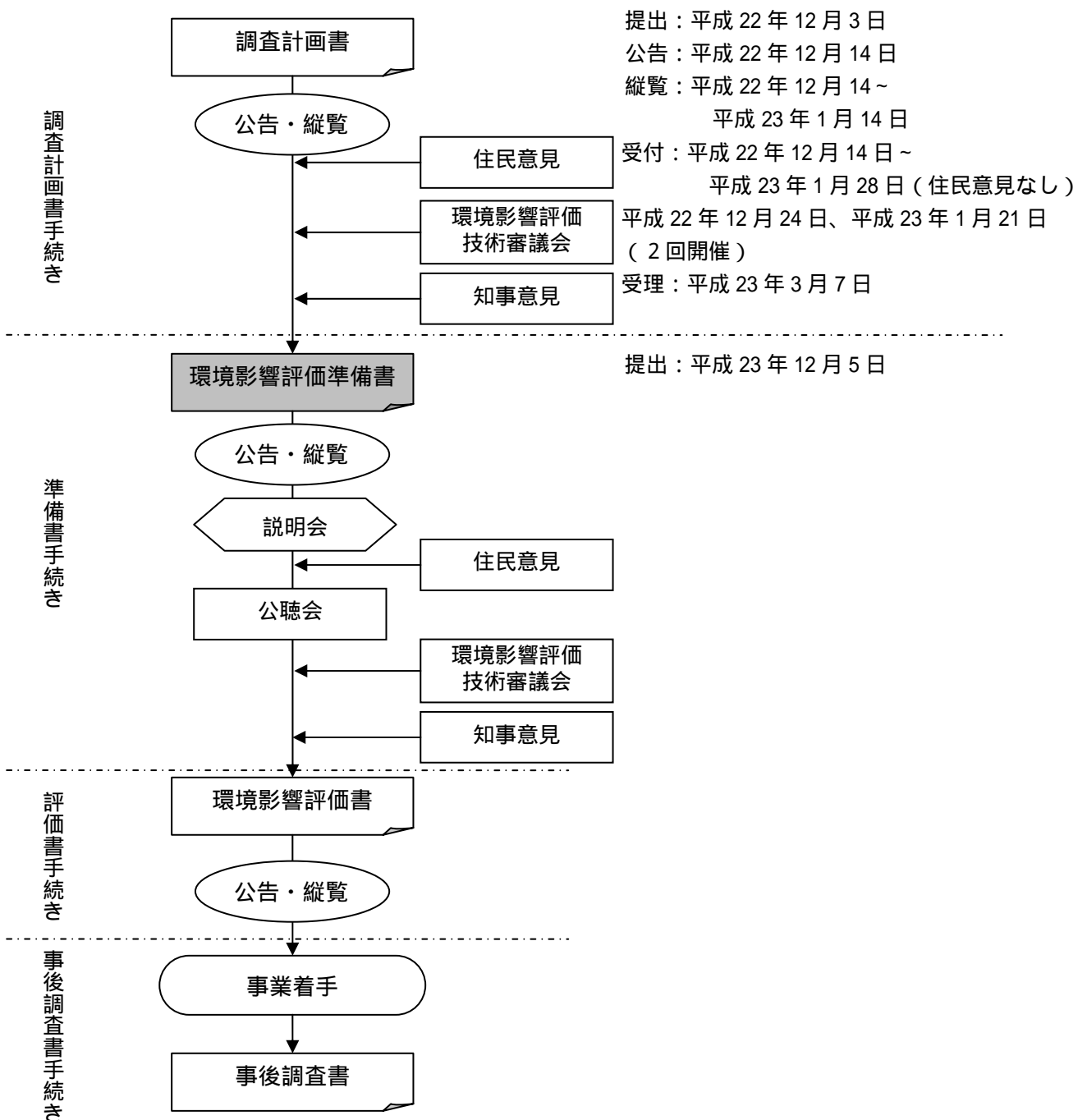
表-1 準備書の作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書提出	平成22年12月3日	幸手市（旧事業者） 知事
関係地域の決定通知	平成22年12月3日	知事 幸手市（旧事業者） 関係地域：幸手市、久喜市、杉戸町、茨城県五霞町（4市町）
調査計画書公告・縦覧	平成22年12月14日～ 平成23年1月14日	公告：平成22年12月14日 縦覧：平成22年12月14日～平成23年1月14日 縦覧場所： 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県東部環境管理事務所 幸手市企業誘致推進室 久喜市環境保全課 杉戸町産業団地拡張推進室 茨城県五霞町建設環境課
住民等の意見書提出期間	平成22年12月14日～ 平成23年1月28日	意見書なし
技術審議会第1回小委員会	平成22年12月24日	調査計画書の内容説明、現地調査、質疑応答
技術審議会第2回小委員会	平成23年1月21日	委員の質問・意見に対する事業者の見解、小委員会意見について
知事意見書受理	平成23年3月7日	知事 幸手市（旧事業者）
対象事業引継届出書	平成23年10月26日	幸手市（旧事業者） 知事
同通知受理	平成23年11月10日	知事 幸手市（旧事業者）
調査計画書記載事項変更に 係る手続等免除承認申請	平成23年11月10日	事業者 知事
同申請承認	平成23年11月17日	知事 事業者
準備書提出	平成23年12月5日	事業者 知事

環境影響評価の手続きは、埼玉県環境影響評価条例に基づき行っており、現在は準備書に関する手続きの段階である。

準備書は「埼玉県環境影響評価条例」、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

なお、対象事業は埼玉県企業局が幸手市から引継ぎ、調査計画書に対する知事意見書（住民等の意見書はなかった）の内容を十分に反映させるために、調査計画書の記述内容について再検討を行い、「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」による土地利用計画等の変更内容を踏まえた上で、環境影響評価に係る調査、予測及び評価を行った。



対象事業の引継

幸手市から埼玉県企業局への事業者の変更に伴い、埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第23条第1項の規定に基づき、幸手市は「対象事業引継届出書」を埼玉県知事に提出した。

幸手市が提出した「対象事業引継届出書」及び埼玉県知事からの通知を以下に示す。

様式第 8 号 (第 2 2 条、第 2 6 条関係)

対象事業引継届出書

平成 2 3 年 1 0 月 2 6 日

埼玉県知事 上田 清司 様

住所 埼玉県幸手市東 4 丁目 6 番 8 号

名称 幸手市

代表者 幸手市長 町田 英夫

電話番号 0480-43-1111 (内線 543)

対象事業の実施を他の者に引き継いだので、埼玉県環境影響評価条例
第 2 3 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称	圏央道幸手 IC (仮称) 東側地域の整備計画	
引継年月日	平成 2 3 年 1 0 月 2 6 日	
引継の理由	対象事業実施者が下記の者に変更となったため	
新たに 対象事 業の実 施を引 き継い だ者	氏名 (法人にあ っては、名称及 び代表者の氏 名)	名称 埼玉県企業局 代表者 埼玉県公営企業管理者 石田 義明
	住所 (法人にあ っては、主たる 事務所の所在 地)	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 4 番 2 1 号
	電話番号	0 4 8 - 8 3 0 - 7 1 3 2

環 政 第 238 号

平成23年11月10日

幸 手 市 長 様

埼玉県知事 上 田 清司

(公 印 省 略)

対象事業引継届出書について (通知)

平成23年10月16日付けで、幸手市から圏央道幸手 IC (仮称) 東側地域の整備計画の実施を埼玉県企業局に引き継ぐ旨届出がありましたので、埼玉県環境影響評価条例第23条第2項の規定に基づき通知します。

担 当 : 環境部環境政策課

企画・環境影響評価担当 落合・中居

電話 048-830-3041

FAX 048-830-4770

調査計画書の変更

調査計画書の記載の変更に伴い、埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項の規定に基づき、「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、埼玉県知事の承認を得た。

提出した「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」及び「変更内容検討書」並びに、埼玉県知事からの免除承認書を以下に示す。

様式第5号(1)(第21条関係)

調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

平成23年11月10日

埼玉県知事 上田 清司 様

住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

名称 埼玉県企業局

代表者 埼玉県公営企業管理者 石田 義明

電話番号 048-830-7132

調査計画書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

対象事業の名称	圏央道幸手 IC (仮称) 東側地域の整備計画
行わない手続等	全部・一部()
申請理由	事業計画内容検討の進捗に伴い、土地利用計画等を一部変更するものであり、また、環境影響評価の調査項目及び調査内容については、調査計画書に対する知事意見を勘案し追加したものであるため。

変更内容検討書

平成23年11月10日

1 対象事業の名称

圏央道幸手 IC (仮称) 東側地域の整備計画

2 変更の内容

変更の理由	変更内容		備考
	調査計画書の内容	変更後の内容	
第2章 対象事業の目的及び概要			
2.7. 対象事業の実施期間	別添1参照	別添1参照	調査計画書 p.8 表 2.7-1
2.9. 対象事業の実施方法	別添2参照	別添2参照	調査計画書 p.9
2.9.1. 土地利用計画	別添3参照	別添3参照	表 2.9.1-1 調査計画書 p.10 図 2.9.1-1
2.10. 工事計画	別添4参照	別添4参照	調査計画書 p.14
2.10.1. 工事工程			表 2.10.1-1
第3章 調査項目			
3.2. 環境影響評価項目	別添5参照	別添5参照	調査計画書 p.18 表 3.2-1
3.3. 項目選定の理由及び根拠	別添6参照	別添6参照	調査計画書 p.20 表 3.3-1(2/3) 調査計画書 p.22 表 3.3-2
第4章 調査方法			
4.1 現地調査の概要	別添7参照	別添7参照	調査計画書 p.24 表 4.1-1(2/2)
4.2 項目別の調査方法	別添8参照	別添8参照	調査計画書 p.65 ~ p.67
4.2.11. 景観			

3 変更の理由

事業計画の進捗に伴う検討の結果及び調査計画書についての知事の意見による。

4 変更後の関係地域

本事業に係る関係地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲3キロメートル以内の地域」を基準として設定する。

対象事業が実施される区域に変更がないことから、関係地域の変更はない。

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

本事業における環境影響評価の調査項目及び調査方法は、本事業の事業特性及び計画地周辺の地域特性を勘案して影響の程度を検討し選定する。

事業計画の変更は事業計画の進捗に伴う検討の結果によるものであり、事業特性に変更はない。

主な変更事項は、工事の着手年月日と一部の土地利用の配置変更等及び調査計画書についての知事の意見で指摘のあった景観（景観資源）の環境影響評価調査項目への追加である。

別添 1 : 2.7. 対象事業の実施期間

【調査計画書の内容】

2.7. 対象事業の実施期間

対象事業の工程は表 2.7-1 を予定している。

平成 27 年度からは、進出企業による建築工事が開始される予定である。

表 2.7-1 対象事業の実施予定時期

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
環境影響評価	■					
造成工事			■			
建築工事						■ ■ ■ ■ ▶
供用開始予定						■ ■ ■ ▶

【変更後の内容】

2.7. 対象事業の実施期間

対象事業の工程は表 2.7-1 を予定している。

平成 28 年度からは、進出企業による建築工事が開始される予定である。

表 2.7-1 対象事業の実施予定時期

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	<u>平成28年度</u>
環境影響評価	■						
造成工事			■				
建築工事							■ ■ ■ ■ ▶
供用開始予定							■ ■ ■ ▶

アンダーラインは変更した箇所を示す。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果により、造成工事期間及び進出予定企業による建築工事期間、進出予定企業供用開始予定の時期を変更した。

別添 2 : 2.9. 対象事業の実施方法 2.9.1 土地利用計画 (1)

【調査計画書の内容】

表 2.9.1-1 土地利用計画

種 別	面積 (ha)	構成比 (%)	備 考	
公共用地	区画道路用地	4.33	9.15	
	公園用地	1.52	3.21	2 箇所
	水路用地	0.43	0.91	
	調整池用地	4.40	9.30	2 箇所
	取水井用地	0.03	0.06	1 箇所
産業等用地	画 地	29.13	61.56	
	分譲緑地	7.48	15.81	
合 計	47.32	100.00		

【変更後の内容】

表 2.9.1-1 土地利用計画

種 別	面積 (ha)	構成比 (%)	備 考	
公共用地	区画道路用地	<u>3.49</u>	<u>7.38</u>	
	公園用地	<u>1.72</u>	<u>3.64</u>	<u>3 箇所</u>
	水路用地	<u>0.44</u>	<u>0.93</u>	
	調整池用地	<u>4.35</u>	<u>9.21</u>	2 箇所
	取水井用地	0.03	0.06	1 箇所
産業等用地	画 地	<u>30.55</u>	<u>64.56</u>	
	分譲緑地	<u>6.73</u>	<u>14.22</u>	
合 計	47.32	100.00		

アンダーラインは変更した箇所を示す。

【変更箇所】

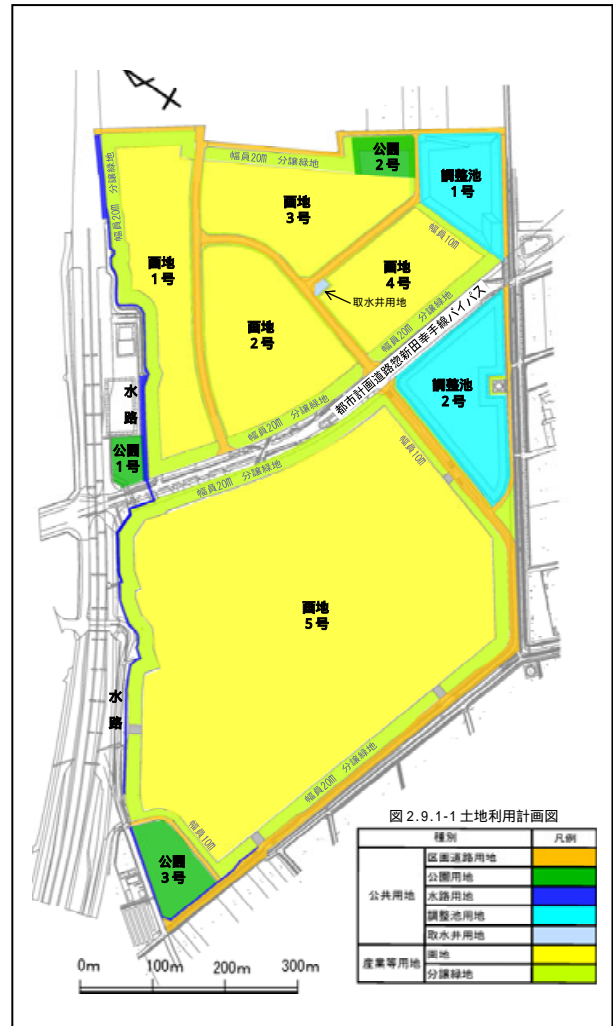
事業計画の進捗に伴う検討の結果により、計画地内の各用地の面積を変更した。また、公園用地は、1 箇所追加した。

別添3：2.9. 対象事業の実施方法 2.9.1 土地利用計画（2）

【調査計画書の内容】



【変更後の内容】



【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果により、計画地内の各用地の形状を変更した。また、公園用地は、1箇所追加した。

別添4：2.10. 工事計画 2.10.1 工事工程

【調査計画書の内容】

表 2.10.1-1 工事工程

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
準備・防災工事	■			
土木工事	■	■	■	■
調整池・排水工事		■	■	■
道路工事			■	■
公園・雑工事			■	■
進出企業建築工事				■ ■ ■ ■ ■ ▶

【変更後の内容】

表 2.10.1-1 工事工程

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
準備・防災工事	■				
土木工事	■	■	■	■	
調整池・排水工事		■	■	■	
道路工事	■		■	■	
上・下水道工事		■	■	■	
農業用・排水工事	■				
公園・雑工事	■	■	■	■	
進出企業建築工事					■ ■ ■ ■ ▶

アンダーラインは変更した箇所を示す。

【変更箇所】

事業計画の進捗に伴う検討の結果により、造成工事期間及び進出予定企業による建築工事期間を変更した。

別添5：3.2. 環境影響評価項目

【調査計画書の内容】

表 3.2-1 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

事業の種類		工業団地・流通業務施設(研究所)										
影響要因の区分		工事			存在・供用							
調査・予測・評価の項目		環境影響要因	建設機	資材運	造成等	造成地	施設の	施設の稼動		自動車交通の		
			械の稼	搬等の	の工事	の存在	の存在	工業団	流通業	工業団	流通業	
			働	車両の				地	務施設	地	務施設	
			動	走行								
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物										
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物										
		浮遊粒子状物質										
		炭化水素										
		粉じん										
		大気質に係る有害物質等										
	騒音・低周波音	騒音										
		低周波音										
	振動	振動										
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度										
		特定悪臭物質							()			
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						—	—		
			浮遊物質									
			窒素および燐							—		
			水温									
			水素イオン濃度									
			溶存酸素量									
			その他の生活環境項目									
		健康項目等								—		
		底質	強熱減量									
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									
	底質に係る有害物質等									—		
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目								—		
	水象	河川等の流量、流速及び水位							—			
		地下水の水位及び水脈(水田地帯に立地する場合)							—			
温泉及び鉱泉												
堤防、水門、ダム等の施設												
土壌	土壌に係る有害項目								—			
地盤	地盤沈下(水田地帯に立地する場合)											
地象	土地の安定性							—	—			
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む)							—	—			
	表土の状況及び生産性							—	—			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種										
		植物										
	植物	保全すべき種										
		植生及び保全すべき群落										
生態系	緑の量(都市的地域の場合)							—				
	地域を特徴づける生態系											
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)						—	—			
		眺望景観										
	自然とのふれあいの場							—	—	—		
	史跡・文化財	指定文化財等							—			
		埋蔵文化財							—			
	日照障害	日影の状況							—			
	電波障害	電波受信状況							—			
	風害	局所的な風の発生状況										
	環境への負荷の量の程度により予測・評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物									
			残土									
温室効果ガス等		雨水及び処理水										
		温室効果ガス										
オゾン層破壊物質												

- ：標準的に選定する項目
- ：事業特性、地域特性により選定する項目
- ：標準的に選定する項目ではないが、事業特性により選定した項目
- ：標準的に選定する項目もしくは事業特性、地域特性により選定する項目のうちで、現時点で不要と考えられる項目

【変更後の内容】

表 3.2-1 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

事業の種類		工業団地・流通業務施設(研究所)												
影響要因の区分		工事				存在・供用								
調査・予測・評価の項目		環境影響要因		建設機 械の稼 働	資材運 搬等の 車両の 走行	造成等 の工事	造成地 の存在	施設の 存在	施設の稼働	自動車交通の 発生				
									工業団 地	流通業 務施設	工業団 地	流通業 務施設		
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物												
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物												
		浮遊粒子状物質												
		炭化水素												
		粉じん												
		大気質に係る有害物質等												
	騒音・低周波音	騒音												
		低周波音												
	振動	振動												
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度												
		特定悪臭物質								()				
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量								—	—		
			浮遊物質											
			窒素および燐									—		
			水温											
			水素イオン濃度											
			溶存酸素量											
			その他の生活環境項目											
			健康項目等									—		
		底質	強熱減量											
過マンガン酸カリウムによる酸素消費量														
底質に係る有害物質等										—				
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目									—				
水象	河川等の流量、流速及び水位							—						
	地下水の水位及び水脈(水田地帯に立地する場合)							—						
	温泉及び鉱泉													
	堤防、水門、ダム等の施設													
土壌	土壌に係る有害項目								—					
地盤	地盤沈下(水田地帯に立地する場合)													
地象	土地の安定性					—	—							
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む)							—						
	表土の状況及び生産性							—						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種												
	植物	保全すべき種												
		植生及び保全すべき群落												
		緑の量(都市的地域の場合)							—					
生態系	地域を特徴づける生態系													
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)						—	—					
		眺望景観												
	自然とのふれあいの場							—	—	—	—			
	史跡・文化財	指定文化財等							—					
		埋蔵文化財								—				
	日照障害	日影の状況								—				
電波障害	電波受信状況								—					
風害	局所的な風の発生状況													
環境への負荷の量の程度により予測・評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物												
		残土												
		雨水及び処理水												
	温室効果ガス等	温室効果ガス												
	オゾン層破壊物質													

- ：標準的に選定する項目
- ：事業特性、地域特性により選定する項目
- ：標準的に選定する項目ではないが、事業特性により選定した項目
- ：標準的に選定する項目もしくは事業特性、地域特性により選定する項目のうち、現時点で不要と考えられる項目

アンダーラインは変更した箇所を示す。

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえ、景観資源を環境影響評価項目とした。

別添 6 : 3.3. 項目選定の理由及び根拠

【調査計画書の内容】

表 3.3-1(2/3) 環境影響評価項目及びその選定理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由
景観	眺望景観 (存在・供用時)	存在・供用時においては、造成地の存在、施設が存在により、周辺地域からの眺望景観の変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。

表の一部（景観部分）を抜粋

表 3.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		選定しない理由
景観	景観資源 (存在・供用時)	計画地内に景観資源として認識される対象がないこと、周辺に分布する景観資源の眺望利用の妨げとなる状況が想定されないことから、環境影響評価項目として選定しない。

表の一部（景観部分）を抜粋

【変更後の内容】

表 3.3-1(2/3) 環境影響評価項目及びその選定理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由
景観	<u>景観資源</u> (存在・供用時)	<u>存在・供用時においては、造成地の存在、施設が存在により、景観資源の変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。</u>
	眺望景観 (存在・供用時)	存在・供用時においては、造成地の存在、施設が存在により、景観資源及び周辺地域からの眺望景観の変化が考えられることから、環境影響評価項目として選定する。

表の一部（景観部分）を抜粋

表 3.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		選定しない理由
景観	景観資源 (存在・供用時)	<u>景観資源を環境影響評価項目として選定したことにより、本表から景観資源を削除</u>

表の一部（景観部分）を抜粋

アンダーラインは変更した箇所を示す。

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえ、景観資源を環境影響評価項目とした。

別添 7 : 4.1. 現地調査の概要

【調査計画書の内容】

表 4.1-1 (2/2) 現地調査の概要

環境影響評価項目		現地調査項目	調査頻度	調査地域及び地点
景観	眺望景観	主要な眺望景観 主要な眺望地点の状況	2回(緑葉期、落葉期)	9地点

表の一部(景観部分)を抜粋

【変更後の内容】

表 4.1-1 (2/2) 現地調査の概要

環境影響評価項目		現地調査項目	調査頻度	調査地域及び地点
景観	<u>景観資源</u>	<u>景観資源の状況</u>	<u>1回</u>	<u>計画地及び 周辺域</u>
	眺望景観	主要な眺望景観 主要な眺望地点の状況	2回(緑葉期、落葉期)	9地点

表の一部(景観部分)を抜粋

アンダーラインは変更した箇所を示す。

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえ、景観資源を環境影響評価項目とし、調査項目に追加した。

別添 8 : 4.2. 項目別の調査方法 4.2.11. 景観

【調査計画書の内容】

1) 調査

(1) 調査内容

a) 主要な眺望景観

眺望の構成要素の状況（工作物、森林、草地、水面、空等の比率）

b) 主要な眺望地点の状況

不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等

c) その他の予測・評価に必要な事項

地域の景観特性、地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況、土地利用状況

(2) 調査方法

既存資料の収集または現地調査により行う。

a) 既存資料調査

地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財、土地利用の状況の調査は、地形図、地質図、土地利用現況図等の既存資料に基づき整理する。

b) 現地調査

(a) 主要な眺望景観

主要な眺望地点から景観写真の撮影を行うとともに、構成、構図、印象、計画地の見え方等を整理する。

(b) 主要な眺望地点の状況

不特定多数の人が利用する眺望地点の計画地からの距離や方角、利用状況、眺望特性を整理する。主要な眺望地点としては、観光地等の非日常的な利用地点だけでなく、地域の住民が日常的に利用する地点についても対象とする。

(3) 調査地域・地点

調査地域周辺はほぼ平坦な地形であり、地物により視線が遮蔽されやすいことから、調査地域は概ね 1km の範囲とする。調査地点は不特定多数の人が利用する眺望地点のうち、地物による遮蔽が少なく、計画地が比較的広範囲で視認できる図 4.2.11-1 に示す地点とする。

(4) 調査期間・頻度

計画地を見込む眺望景観の主な構成要素の一つに周囲の水田があることから、稲の生育期（夏）と収穫後（冬）の 2 季に調査を実施する。

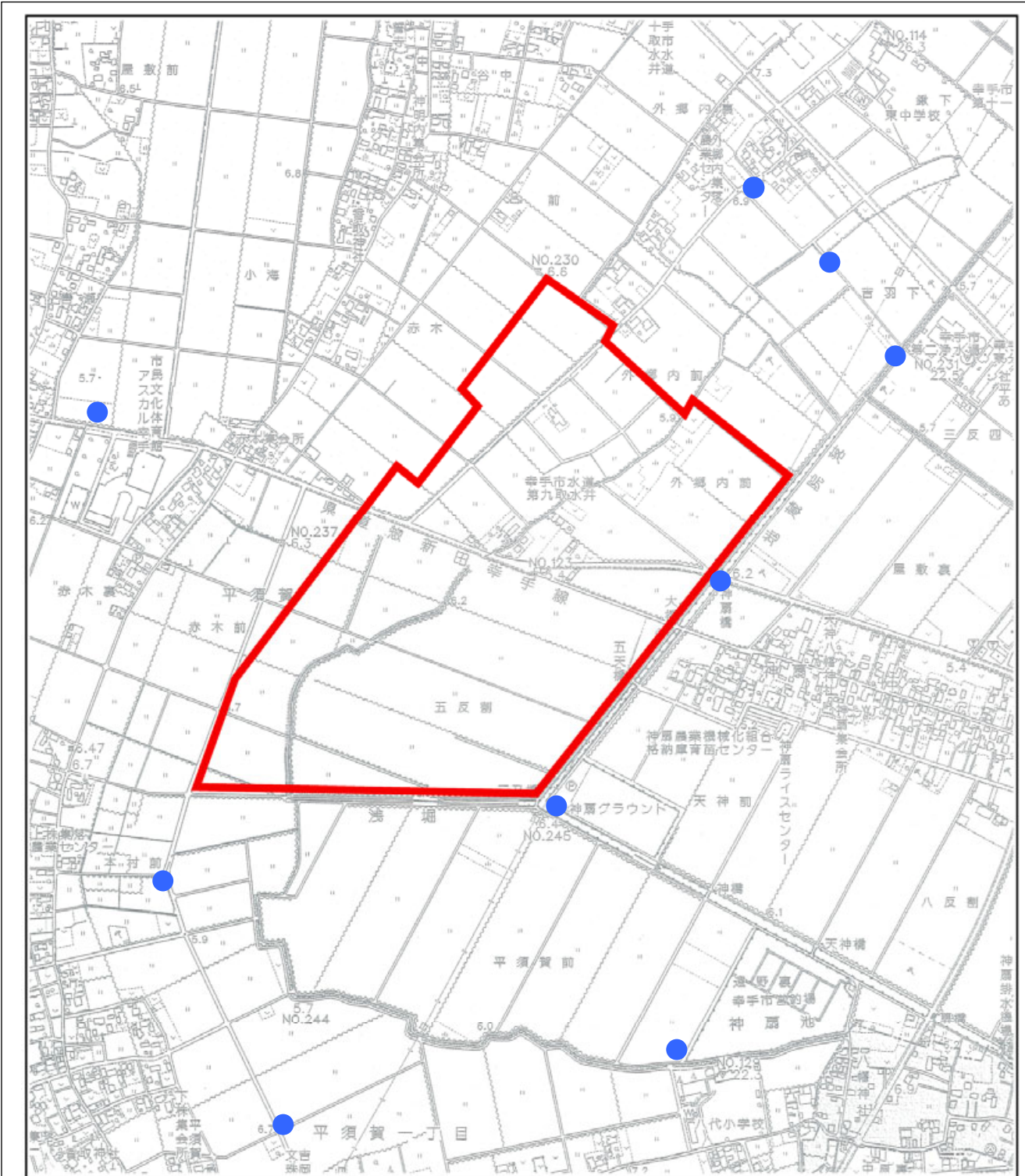
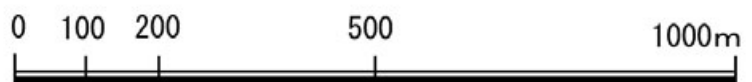


図 4.2.11-1 景観調査地点

景観調査地点



計画地



2) 予測

(1) 予測内容

主要な眺望地点から計画地を見込む眺望景観の変化の程度を予測する。

(2) 予測方法

視覚的資料としてフォトモンタージュを作成する。

(3) 予測地域・地点

調査地域と同様とする。

(4) 予測対象時期等

各立地施設が完成した時点とする。

3) 評価

(1) 評価方法

眺望景観への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県景観条例（平成元年埼玉県条例第 42 号）等に表示されている景観の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

(2) 環境の保全に関する配慮方針

各立地施設に対し、周囲の環境と調和するデザイン、色彩を採用するよう要請する。

【変更後の内容】

1) 調査

(1) 調査内容

a) 景観資源の状況

地域住民等の不特定多数の人が利用する眺望地点からの主な眺望対象（景観資源）

b) 主要な眺望景観

眺望の構成要素の状況（工作物、森林、草地、水面、空等の比率）

c) 主要な眺望地点の状況

不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等

d) その他の予測・評価に必要な事項

地域の景観特性、地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況、土地利用状況

(2) 調査方法

既存資料の収集または現地調査により行う。

a) 既存資料調査

地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財、土地利用の状況の調査は、地形図、地質図、土地利用現況図等の既存資料に基づき整理する。

b) 現地調査

(a) 景観資源の状況

地形図等の既存資料の整理及び現地調査を行い、地域住民等の不特定多数の人が利用する眺望地点からの眺望対象（景観資源）を抽出し、計画地との位置関係等を整理する。

(b) 主要な眺望景観

主要な眺望地点から景観写真の撮影を行うとともに、構成、構図、印象、計画地の見え方等を整理する。

(c) 主要な眺望地点の状況

不特定多数の人が利用する眺望地点の計画地からの距離や方角、利用状況、眺望特性を整理する。主要な眺望地点としては、観光地等の非日常的な利用地点だけでなく、地域の住民が日常的に利用する地点についても対象とする。

(3) 調査地域・地点

調査地域周辺はほぼ平坦な地形であり、地物により視線が遮蔽されやすいことから、調査地域は概ね 1km の範囲とする。なお、眺望対象となる景観資源については、1km 程度以上の範囲も考慮した。主要な眺望景観の調査地点は不特定多数の人が利用する眺望地点のうち、地物による遮蔽が少なく、計画地が比較的広範囲で視認できる図 4.2.11-1 に示す地点とする。

(4) 調査期間・頻度

計画地を見込む眺望景観の主な構成要素の一つに周囲の水田があることから、稲の生育期（夏）と収穫後（冬）の 2 季に調査を実施する。

景観資源の状況については、現地での確認を 1 回実施する。

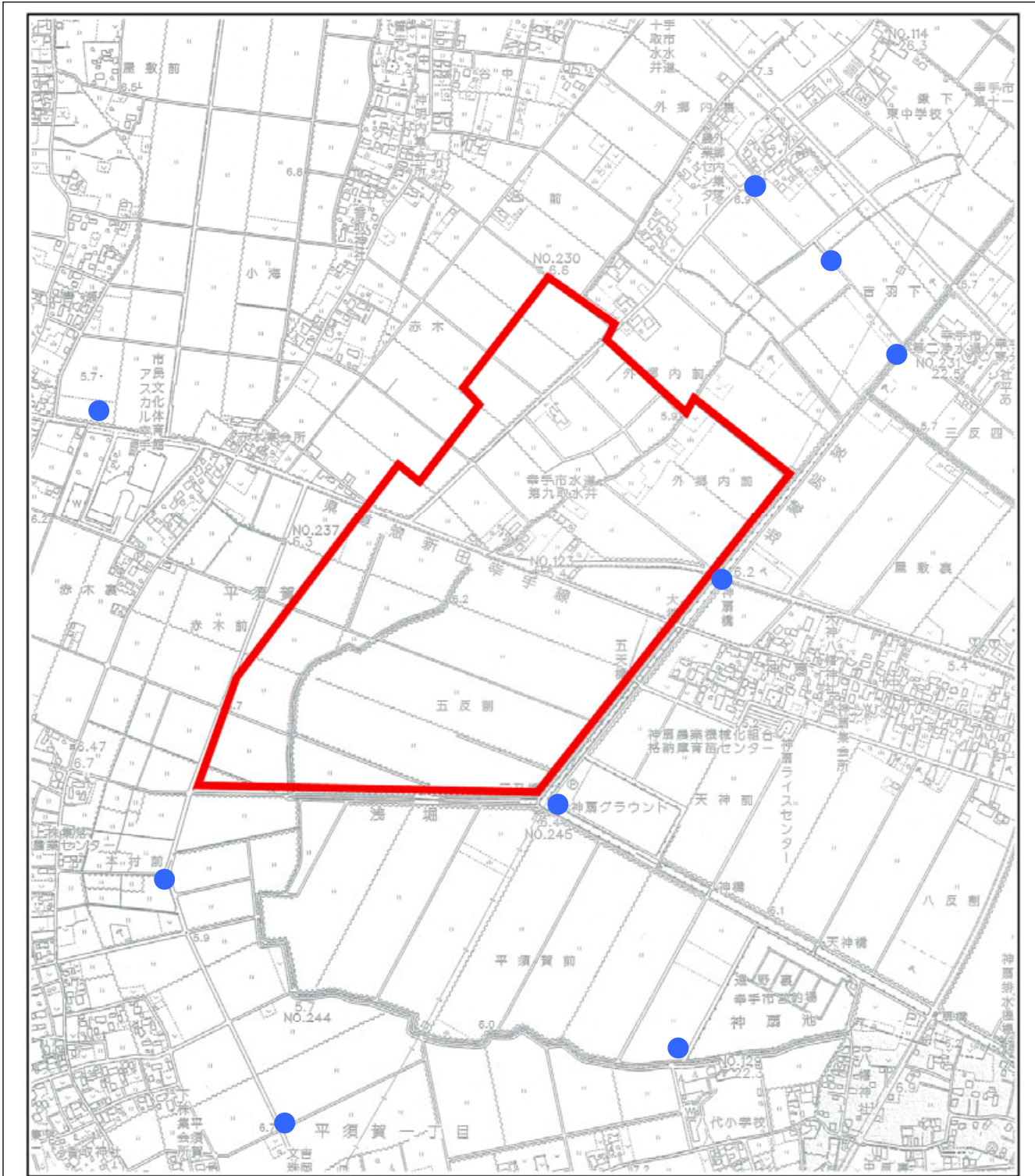
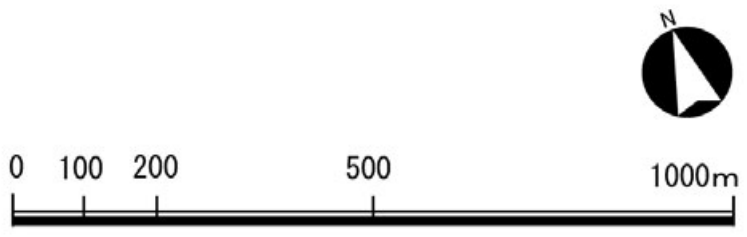


図 4.2.11-1 景観調査地点

景観調査地点

 計画地



2) 予測

(1) 予測内容

景観資源及び主要な眺望地点から計画地を見込む眺望景観の変化の程度を予測する。

(2) 予測方法

景観資源の変化については、景観資源の分布と造成計画の重ね合わせにより、景観資源の改変の程度を予測する。主要な眺望景観の変化については、視覚的資料としてフォトモンタージュを作成する。

(3) 予測地域・地点

調査地域と同様とする。

(4) 予測対象時期等

各立地施設が完成した時点とする。

3) 評価

(1) 評価方法

景観資源及び眺望景観への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにするとともに、埼玉県景観条例（平成元年埼玉県条例第 42 号）等に示されている景観の保全に係る目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

(2) 環境の保全に関する配慮方針

各立地施設に対し、周囲の環境と調和するデザイン、色彩を採用するよう要請する。

アンダーラインは変更した箇所を示す。

【変更箇所】

調査計画書に対する知事意見を踏まえ、景観資源を環境影響評価項目とし、景観資源の調査、予測、評価の方法等を追加した。

指令環政第260号

埼玉県

平成23年11月10日付けで申請のあった圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画に係る調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、調査計画書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

平成23年11月17日

埼玉県知事 上田 清司